

三条市へ転入される方へ

△転入届は、必ず三条市役所に来庁し手続きが必要です。

●スマート申請で書類の事前申請ができます。

スマートフォンやパソコンで「三条市スマート申請システム」からあらかじめ書類の事前申請をされると、各種手続き書類作成の時間が短縮できます。詳しくは、三条市ホームページをご覧ください。



事前申請

●市民総合窓口（三条庁舎市民窓口課）は来庁予約ができます。

市民総合窓口で手続きを行う方は、三条市ホームページからスマートフォンやパソコン、電話（住所異動予約専用☎050-1809-3465）で予約が可能です。栄・下田サービスセンターでの手続きは予約不要です。詳しくは、三条市ホームページをご覧ください。



市民総合窓口予約

●便利な引越しワンストップサービスをご利用ください。

署名用電子証明書等が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンやパソコンからマイナポータルで転出届と転入届の来庁予約ができるサービスです。（引越しワンストップサービスでは、時間予約はできません。）



マイナポータル

●本人確認書類（期限や資格が有効なもの）をお持ちください。

〈顔写真あり1点〉マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート、在留カードなど
 〈顔写真なし2点〉健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、年金手帳・基礎年金番号通知書など

●受付時間：平日午前9時から午後4時30分（時間外サービスは、令和8年3月31日をもって終了しました。）

●転入手続の窓口（他の担当部署で手続きが必要なときは、転入手続終了後にご案内します。）

窓 口	所在地	電話番号
市民総合窓口（三条庁舎 市民窓口課）	〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号	☎0256-34-5540
栄サービスセンター（栄庁舎）	〒959-1192 三条市新堀1311番地	☎0256-45-1110
下田サービスセンター（下田庁舎）	〒955-0192 三条市荻堀830番地1	☎0256-46-5906

△住居表示地区内に住宅を新築（改築を含む）又は新たに建売住宅（中古を含む）を購入した方

項 目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
新築届	転入届出前（竣工の1か月前までに）	<p>【対象者】 住居表示地区内（P12）に住居等を新築（改築の場合も含む）された方、新築届が未届の建売住宅（中古物件を含む）を購入された方（届出の有無について不明な場合は、お問合せください。）</p> <p>【必要なもの】 新築届（ホームページからダウンロードできます。） ・平面図、配置図、 ・位置図（住宅地図）</p>	<p>・建築確認申請とは別の届出です。 ・届出をされないと住所が決まらないため、転入届ができません。 ・届出により「〇番〇号」が決まり、2週間程度で住居番号付定通知及び住居表示板をお渡しします。</p> <p>※新築届は、来庁不要で自宅等からスマート申請ができます。（栄・下田サービスセンターでの届出はできません。）</p>	市民窓口課 市民総合窓口係 ☎0256-34-5540

項目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
転入届	三条市に 住み始めた 日から 14日以内 (未来日での 転入届はでき ません。)	<p>【対象者】 市外から三条市に引越しされた方</p> <p>【必要なもの】 ・転入届（窓口で御案内します。） ・転出証明書（マイナンバーカードをお持ちでない方）又はマイナンバーカードと暗証番号 ・届出人（来庁者）の本人確認書類</p> <p>〈国外転入の方〉 ・国外転入は、パスポートなど上陸日が確認できるもの（注1）</p> <p>〈外国人の方〉 ・特別永住者証又は在留カード ・外国人の方で、同一世帯に住民登録する家族等がいる場合は、結婚証明書、出生証明書等の世帯主との続柄を証する文書の原本及び日本語の訳文（転出証明書に記載された続柄と変更がない場合は不要です。）（注2）</p> <p>〈建てて間もないアパート等又は建物の名称が変わったばかりのアパート等に住む方〉 ・住民登録に必要なアパート等の名称及び部屋の表記（「市役所アパート A-101号室」等）が確認できる契約書等 ※名称等の確認ができない場合、建物の所有者又は管理者に確認が必要になります。</p> <p>〈別世帯の代理人が手続する場合〉 ・委任状 ・代理人の本人確認書類</p> <p>※転出先市区町村で転出届出（引越ワンストップサービスを利用された方は、マイナポータルで処理が完了したことを確認）をしてから来庁してください。</p> <p>※引越しワンストップサービスを利用された方が、新しい住所に住み始めた日から30日を経過して転入届をする場合は、転出先市区町村から紙の転出証明書の交付を受ける必要がありますのでご注意ください。</p>	<p>・新しい住所に住み始めた日から14日以内に転入届を行わない場合、住民基本台帳法の規定により5万円以下の過料に処せられる場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>また、新しい住所に住み始めた日から60日以内に転入届を行わない場合、住み始めた日が確認できるものが必要です。</p> <p>【住み始めた日が確認できるものの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アパート等の契約書 ・電気、ガス、水道料金の支払いのお知らせ、請求書、納付書等 ・既に住んでいる世帯主又は家屋管理人、借家契約している名義人等が作成した居住している旨の申述書等 <p>（注1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICチップの入ったパスポートで自動化ゲート及び顔認証ゲートを利用した場合は、パスポートに帰国日の証印（スタンプ）がされません。（入国審査の職員に申出をして証印を受けることは可能です。） ・パスポートに帰国日の証印がない場合、パスポートに加えて、帰国日を確認するために飛行機の搭乗券の半券をお持ちください。 ・日本人の方は、戸籍全部事項証明書と戸籍の附票をお持ちになると手続がスムーズに出来ます。お持ちにならない場合は、本籍地と筆頭者名を確認してから来庁してください。 ・一時的に短期帰国する方で滞在期間が1年未満の場合は、生活拠点が国外となるため住民登録が不要です。 <p>（注2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語で作成されている場合は、翻訳者名を記載した日本語の訳文を付けてください。 	市民窓口課 市民総合窓口係 ☎0256-34-5540
マイナンバーカード (継続利用)	三条市に 住み始めた 日から 14日以内 (転入届後は90 日以内)	<p>【対象者】 マイナンバーカードをお持ちの方</p> <p>【必要なもの】 (転入者のうちカードをお持ちの方全員分の)マイナンバーカードと暗証番号(数字4桁のもの) ※暗証番号が不明なときは、本人より再設定の手続ができます。</p>	<p>次の場合は、いずれもカードが失効しますので注意してください。（再発行には手数料がかかります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み始めた日（住定日）から14日以内に転入届を行わない場合 ・転出予定日から30日以内に転入届を行わない場合 ・転入届後、90日以内に継続利用の手続を行わない場合 	

項目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
マイナンバーカード (署名用電子証明書)	随時	<p>【対象者】 マイナンバーカードの所有者で15歳以上の利用希望者</p> <p>【必要なもの】 ・(転入後、継続利用手続後の)マイナンバーカード ・15歳以上の方で署名用電子証明書を利用される場合は、英数字を組み合わせた暗証番号(6桁以上16桁以内のもの)</p>	<p>インターネット等で電子文書(引越しワンストップサービス、e-Tax等の電子申請等)を作成・送信する際に利用します。</p> <p>「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。</p> <p>※住所異動等により署名用電子証明書を更新した場合、24時間は利用できません。</p>	<p>市民窓口課 市民総合窓口係 ☎0256-34-5540</p>
マイナンバーカード (コンビニ交付サービス)	随時	<p>【対象者】 マイナンバーカードの所有者で利用者証用電子証明書が有効な方</p> <p>【必要なもの】 (転入後、継続利用手続後の)マイナンバーカード</p> <p>【利用できる証明】 住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑証明、所得(課税)証明書、戸籍証明(戸籍全部(又は個人)事項証明書・戸籍の附票)</p>	<p>【その他の利用条件】 ・印鑑証明：三条市で印鑑登録がされていること</p> <p>・所得(課税)証明書(最新の証明のみ)：1月1日現在で三条市に住所があり、課税決定されていること</p> <p>・戸籍証明(戸籍全部(又は個人)事項証明書、戸籍の附票)：三条市に現在本籍があること</p> <p>※住所異動及び戸籍届出をされた場合、戸籍証明がコンビニ交付サービスで取得できるまで2～3週間程度かかります。</p> <p>※市外に本籍地がある方は、戸籍証明書のコンビニ交付を実施しているか本籍地の自治体に確認してください。</p>	
マイナンバーカード (三条市独自サービス)	随時	<p>【対象者】 マイナンバーカードの所有者でサービスを希望する方</p> <p>【必要なもの】 ・マイナンバーカード</p>	<p>【三条市独自サービス】 次のサービスが追加できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙の投票入場受付、避難所での入退所受付 ・図書館での図書資料貸出しサービス 	
印鑑登録	随時	<p>【対象者】 15歳以上の方で印鑑登録を希望される方</p> <p>【必要なもの】 ・実印(三文判や欠けた印鑑は登録できません。) ・顔写真ありの本人確認書類(ない場合は、即日で印鑑登録ができない場合があります。)</p>	<p>・登録者本人が来庁し、写真ありの本人確認書類又は保証人(三条市に印鑑登録をされている方)等で本人確認ができた場合は、即日登録ができます。</p>	
パスポート	変更後すぐ	<p>【対象者】 有効中のパスポートをお持ちの方で本籍地の都道府県又は氏名等を変更した方</p> <p>【必要なもの】 ・本籍を変更したことが分かる戸籍全部事項証明書(6か月以内に発行のもの) ・規格に合った顔写真(4.5cm×3.5cm) ・有効中のパスポート</p>	<p>住所変更のみの場合は、手続不要です。</p>	


項目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
国民年金	三条市に 住み始めた 日から 14日以内	【対象者】 20歳から59歳までの方で、配偶者の扶養に入らない方又は国外から転入し厚生年金に加入しない方 【必要なもの】 ・届出人（来庁者）の本人確認書類 ・基礎年金番号通知書又は年金手帳 ・（国外転入の場合）パスポートなど上陸日が確認できるもの	・国民年金加入者、受給者の国内の住所変更は、マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者であれば、原則届出は不要です。ただし、住民票住所以外の居所を登録する場合、住所変更届の提出が必要です。 ・厚生年金、共済組合に加入されている方及び被扶養者の方は、勤務先へご確認ください。	市民窓口課 市民総合窓口係 ☎0256-34-5540
国民健康保険	三条市に 住み始めた 日から 14日以内	【対象者】 国民健康保険に加入される方 【必要なもの】 ・届出人（来庁者）の本人確認書類 ・保険税の口座振替を希望される場合は、預貯金通帳と銀行印	転入届と併せて加入手続きをしてください。	
後期高齢者医療制度	三条市に 住み始めた 日から 14日以内	【対象者】 ア) 75歳以上の方 イ) 65～74歳の方で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方 【必要なもの】 ・届出人の本人確認書類 ・保険料の口座振替を希望される場合は、預貯金通帳と銀行印 【県外からの転入の場合】 ・負担区分等証明書	資格確認書は、翌日以降書留で郵送します。	健康づくり課 国保係 ☎0256-34-5442
介護保険	三条市に 住み始めた 日から 14日以内	【対象者】 前市区町村で要介護認定を受けていた方 【必要なもの】 前市区町村で交付された受給資格証明書	・「介護保険被保険者証」を発行します。要介護・要支援認定を受けている方は「受給資格証明書」をお持ちください。 ・住所地特例（従前の市区町村より介護保険被保険者証の交付）を受ける場合は、お知らせください。	高齢介護課 介護認定係 ☎0256-34-5475
児童手当 （公務員を除く）	前市区町村の 転出予定日の 翌日から15日 以内	【対象者】 高校生年代まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方 【必要なもの】 ・届出人（来庁者）の本人確認書類 ・請求者の預貯金通帳又はキャッシュカード（普通口座） ・請求者、配偶者のマイナンバー確認書類 【児童が請求者と別居かつ三条市に住民票がない場合】 ・児童のマイナンバー確認書類	・父母のうち恒常的に所得が高い方が請求者となります。 ・申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなります。 ・公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。	（栄庁舎） 子育て支援課 子育て支援係 ☎0256-45-1113
児童扶養手当	転入届 出後すぐ	【対象者】 前市区町村で児童扶養手当の受給資格があった方 【必要なもの】 ・届出人（来庁者）の本人確認書類 ・児童扶養手当証書（全部支給停止者除く） ・届出人のマイナンバー確認書類 【振込先を変更する場合】 ・預貯金通帳又はキャッシュカード	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進と、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。認定の請求をした翌月分から支給となります。	

項目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
子ども医療	転入届出後すぐ	<p>【対象者】 高校生年代まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方</p> <p>【必要なもの】 児童のマイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど</p>	保護者が支払う医療費の一部を助成する制度です。受給者証を交付します。	<p>(栄庁舎) 子育て支援課 子育て支援係 ☎0256-45-1113</p>
ひとり親家庭等医療	転入届出後すぐ	<p>【対象者】 母（父）子家庭の方</p> <p>【必要なもの】 ・申請者の本人確認書類 ・申請者と児童のマイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど ・申請者と児童の戸籍全部（又は個人）事項証明書等 ・申請者のマイナンバー確認書類 【1月1日現在で申請者の住所が三条市にない場合】 ・児童手当用所得証明書が必要な場合があります。</p>	ひとり親家庭の父又は母や養育者（父又は母に代わって児童を養育している方）及びその児童（18歳到達後の最初の3月31日まで。ただし、一定の障害がある児童は20歳未満）の医療費の一部を助成する制度です。所得制限があります。	
未熟児養育医療	転入届出後すぐ	<p>【対象者】 前市区町村で助成を受けていた方</p> <p>【必要なもの】 ・前市区町村で交付された養育医療券 ・児童のマイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど ・届出人の本人確認書類 ・同一世帯員全員のマイナンバー確認書類 ・養育医療意見書の提出を求める場合があります。 【生活保護を受けている方】 ・生活保護受給世帯の証明書</p>	未熟児で、医師が入院療養の必要を認めた場合に、指定養育医療機関に入院療養をした医療費の一部を助成します。	
紙おむつ用ごみ袋	転入届出後すぐ	<p>【対象者】 市内に転入された乳児（1歳未満）の保護者</p> <p>【必要なもの】 保護者の本人確認書類</p>	転入届の提出時に、紙おむつ用のごみ袋10枚入りを10セットプレゼントします。（乳児1人につき1回限り）	
サンキッズカード	随時	<p>【対象者】 18歳未満の子どもを3人以上養育する保護者及びその保護者と住居をともにしているもしくは、同一敷地内に居住している祖父母</p> <p>【必要なもの】 ・保護者等の本人確認書類</p>	子育てを行う保護者等に対して、市の施設利用料の減免のほか、協賛店として登録いただいた商店などで、商品の割引などの優遇サービスを受けるためのカードです。	
妊産婦医療	転入届出後すぐ	<p>【対象者】 妊娠中の方、出産後出産日の翌月末までの方等</p> <p>【必要なもの】 ・母子健康手帳 ・妊産婦のマイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど</p>	妊産婦が支払う医療費の一部を助成する制度です。受給者証を交付します。登録申請をした日から適用となり、さかのぼり認定することはできません。	


項目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
妊婦健診	転入届 出後すぐ	【対象者】 妊娠中の方 【必要なもの】 ・母子健康手帳 ・前市区町村で交付された残りの妊婦健診 受診券	・受診票を交付します。受診票 は、週数及び回数によって利用 できる検査内容が決まっていま す。それ以外の検査が必要な場 合、検査費用は自己負担となり ます。 ・保健師等による面談を実施し ます。	(栄庁舎) 子育て支援課 子ども家庭サポ ートセンター 総合支援係 ☎0256- 45-1114
子どもの 予防接種	転入届 出後すぐ	【対象者】 未就学児 【必要なもの】 未就学児の母子健康手帳	これまでの予防接種及び乳幼児 健康診査の状況を確認し、案内 を行います。	
乳幼児健 康診査				
保育所 (園)	随時	【対象者】 三条市の保育所(園)への入所を希望され る方 【必要なもの】 ・保護者のマイナンバー及び本人確認書類 ・給付認定申請書兼保育所(園)入所申込 書 ・家庭で保育することができないことを証 明する書類 (就労証明書、申立書等) ・児童生活調査票(1歳以上児のみ)	・認定こども園、地域型保育事 業実施施設又は幼稚園への入園 を希望される方は、直接各施設 へお問合せください。 ・前市区町村の保育所等の継続 利用を希望される方は、事前に 子育て支援課へ御相談ください (入所要件があります)。 ・転入前から三条市の保育所等 を利用されている方は、子育て 支援課にお知らせください。 (三条市で入所手続が必要で す。)	(栄庁舎) 子育て支援課 幼児・児童係 ☎0256- 45-1115
児童クラ ブ	随時	【対象者】 放課後帰宅しても保護者が仕事などで不在 の小学1年生から4年生までの児童 【必要なもの】 ・保護者の本人確認書類	5年生以上で入会を希望する場合 は、御相談ください。	
障がい児 通所支援	随時	【対象者】 前市区町村で障がい児通所支援のサービ スを受けていた方 【必要なもの】 ・各種障がい者手帳・診断書等 ・児童及び保護者のマイナンバー確認書類	前市区町村で発行した通所受給 者証は、転出予定日以降使用で きないため、前住所地に返却し てください。	(栄庁舎) 子育て支援課 児童発達支援セン ター ☎0256- 45-1131
小中義務 教育学校	転入届 出後すぐ	【対象者】 三条市立学校の指定校へ転校する児童・生 徒 【必要なもの】 以下をお持ちになり、転校する学校で手続 をしてください。 ・転入学通知書(転入届時に交付しま す。) ・今まで在籍していた学校から交付される 「在学証明書」、「教科書給与証明書」	次の場合は、届出が必要です。 ・学区外就学(指定校以外の学 校へ就学)を希望される場合	(栄庁舎) 教育総務課 学事係 ☎0256- 45-1118


項目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
就学援助費・特別支援教育就学奨励費	随時	<p>【対象者】 経済的に困りの小・中学生のお子様がいるご家庭</p> <p>【必要なもの】 〈就学援助費〉 ・申請者（保護者）名義の口座情報 ・同一世帯員で収入がある方全員分の所得・課税証明書又はマイナンバー確認書類 〈特別支援教育就学奨励費〉 ・転校する学校で、手続をしてください。</p>	<p>「就学援助費」は、経済的に困りのご家庭に、小・中学校及び義務教育学校でかかる費用の一部を援助する制度です。</p> <p>「特別支援教育就学奨励費」は、市内の小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍するお子様がいるご家庭にも就学に必要な経費の一部を援助する制度です。</p> <p>どちらも、所得制限があります。</p>	(栄庁舎) 教育総務課 学事係 ☎0256-45-1118
身体障害者手帳	転入届出後すぐ	<p>【対象者】 身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>【必要なもの】 ・身体障害者手帳 ・対象者のマイナンバー確認書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更の手続が必要です。 ・障がい福祉サービス（施設入所支援、療養介護、グループホーム）を受給されている方は、手続内容が変わる場合があるため、福祉課へお問合せください。 	
療育手帳	転入届出後すぐ	<p>【対象者】 療育手帳をお持ちの方</p> <p>【必要なもの】 ・療育手帳 ・顔写真(4cm×3cm)（県外、新潟市からの転入の場合） ・対象者のマイナンバー確認書類</p>	本人の年齢や障がい福祉サービスの受給状況により、手続内容が変わる場合があるため、福祉課へお問合せください。	
精神障害者保健福祉手帳	転入後30日以内	<p>【対象者】 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p> <p>【必要なもの】 ・精神障害者保健福祉手帳 ・顔写真(4cm×3cm) ・対象者のマイナンバー確認書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス（施設入所支援、療養介護、グループホーム）を受給されている方は、手続内容が変わる場合があるため、福祉課へお問合せください。 	福祉課 障がい支援係 ☎0256-34-5408
自立支援医療（精神通院・更生医療）	転入届出後すぐ	<p>【対象者】 前市区町村で助成を受けていた方</p> <p>【必要なもの】 ・自立支援医療受給者証（精神通院） ・身体障害者手帳（更生医療） ・対象者のマイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど ・特定疾病療養受療証（更生医療で透析の方） ・対象者と被保険者のマイナンバー確認書類 ・障害年金等の支払通知書等の写し（市民税非課税世帯等）</p>	<p>「精神通院」は、病院・心療内科等において、継続的に通院して精神疾患の医療を受ける場合に原則として医療費の1割が自己負担となる制度です。世帯の所得、通院する方の疾病等により自己負担上限額が設けられます。</p> <p>「更生医療」は、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方で、現在の障がいを手術等により軽減するための医療給付制度です。</p> <p>※施設入所、グループホームへの入居の方は、手続内容が変わる場合があるため、福祉課へお問合せください。</p>	

項目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
自立支援医療（育成医療）	転入届出後すぐ	<p>【対象者】 前市区町村で助成を受けていた方</p> <p>【必要なもの】 ・前市区町村で交付された自立支援医療受給者証 ・マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど（国民健康保険加入者は世帯全員のもの、社会保険加入者は児童と被保険者のもの。） ・届出人（来庁者）の本人確認書類 ・被保険者のマイナンバー確認書類 ・自立支援医療（育成医療）意見書の提出を求める場合があります。</p>	身体に障がいのある児童、又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、手術等を行うことで確実に治療効果が期待できるものに対して医療費の一部を助成する制度です。	（栄庁舎） 子育て支援課 子育て支援係 ☎0256-45-1113
重度心身障がい者医療費助成	転入届出後すぐ	<p>【対象者】 (ア) 身体障害者手帳1級、2級又は3級をお持ちの方 (イ) 療育手帳Aをお持ちの方 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 (エ) (ア)、(イ)、(ウ)と同程度以上の障がいを有し、知事の承認を受け、市町村が認定した方（遷延性高度意識障害の方）</p> <p>【必要なもの】 ・対象者の各種障がい者手帳・受給者証等 ・対象者のマイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど ・対象者のマイナンバー確認書類</p>	重度心身障がい者にかかる医療費の一部と訪問看護療養費の一部を助成する制度です。所得制限があります。	福祉課 障がい支援係 ☎0256-34-5408
精神障がい者医療費助成	随時	<p>【対象者】 精神の障がい入院治療をされている方の世帯主（障がいをお持ちの方が世帯主であるときは世帯主に準ずる方）又は保護義務者</p> <p>【必要なもの】 ・医師の診断書（精神の障がい入院治療を受けていることがわかるもの） ・世帯主（申請者）又は保護義務者の預金通帳 ・対象者のマイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど ・世帯主又は保護義務者の本人確認書類 ・対象者と世帯主又は保護義務者のマイナンバー確認書類</p>	障がいをお持ちの方が次に該当する場合は、助成の対象になりません。 ・世帯主又は保護義務者の属する世帯全員の前年中の合計所得金額（1月から8月までは前々年の合計所得金額）が制限される所得を超える場合 ・生活保護を受けている場合 ・後期高齢者医療制度や医療費助成制度（県障・県親・県老等）の適用を受けることができる場合	福祉課 障がい支援係 ☎0256-34-5408
特別児童扶養手当	転入後14日以内	<p>【対象者】 前市区町村で特別児童扶養手当を受給されていた方</p> <p>【必要なもの】 ・受給者（児童の保護者）のマイナンバー確認書類（県外、新潟市からの転入の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限があります。 ・住所変更届が必要です。 	
特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当	転入後14日以内	<p>【対象者】 前市区町村で各種手当を受けていた方</p> <p>【必要なもの】 ・対象者のマイナンバー確認書類 ・対象者の預貯金通帳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限があります。 ・住所変更届が必要です。 	

項目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
障がい福祉サービス	転入後14日以内	<p>【対象者】 前市区町村で障がい福祉サービスを受けていた方</p> <p>【必要なもの】 ・各種障がい者手帳 ・対象者のマイナンバー確認書類 ・前市区町村で交付を受けた障害支援区分認定証明書や関係書類</p>	障がい福祉サービス受給者証等は、転出予定日以降使用できないため、返却してください。	福祉課 障がい支援係 ☎0256-34-5408
心身障害者扶養共済	※福祉課へお問合せください	<p>【対象者】 ※福祉課へお問合せください。</p> <p>【必要なもの】 ※加入者、加入対象障がい者、受給者、年金管理者により手続が異なります。詳しくは、福祉課にお問合せください。</p>	心身障がい児・者を扶養している保護者が、一定期間、掛金を納付することによって、保護者が死亡又は重度障がいの状態になったときに、残された心身障がい児・者に終身一定額の年金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とした制度です。	
原動機付自転車等（125cc以下及び小型特殊自動車）	転入後14日以内	<p>【対象者】 原動機付自転車等を所有又は使用されている方</p> <p>【必要なもの】 ・廃車証明書 ・届出人（来庁者）の本人確認書類</p>	<p>【軽自動車に関すること】 ・軽自動車検査協会新潟主管事務所 ☎050-3816-1850</p> <p>【二輪車（125cc超）に関すること】 ・北陸信越運輸局新潟運輸支局 ☎050-5540-2040</p>	税務課 市民税係 ☎0256-34-5529
水道	随時（土日祝日除く）	<p>【対象者】 水道を契約される方</p> <p>【必要なもの】 開始の手続を電話でご連絡ください。</p>	使用する3日前までにご連絡ください。 ※ガス会社による給湯器点検で水を使用するため、ガスを使用する前までにお願ひします。	水道お客さまセンター （〒955-0065 三条市旭町1丁目19番21号） ☎0120-25-0015
犬の登録	転入から30日以内	<p>【対象者】 生後91日以上の子犬の所有者</p> <p>【必要なもの】 ・前市区町村が特例制度(※)に参加 マイクロチップ登録証明書</p> <p>・前市区町村が特例制度(※)不参加 前市区町村で交付された犬鑑札</p> <p>〈犬がマイクロチップを装着し、かつ環境省データベースに登録している場合〉 三条市に犬の登録事項変更届を提出してください。その後、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にて変更登録してください。変更登録手数料は、環境省ウェブサイトをご確認ください。</p> <p>◆犬と猫のマイクロチップ情報登録 https://reg.mc.env.go.jp/ 三条市での登録と環境省データベースは異なるため、両方の変更手続が必要です。</p>	<p>・前市区町村が特例制度(※)に参加 マイクロチップが犬鑑札とみなされているため手数料はかかりませんが、手続が必要です。</p> <p>・前市区町村が特例制度(※)に参加 前所在地の犬鑑札を持参して手続ください。犬鑑札を紛失されている場合は、交付手数料1,600円が必要です。</p> <p>※特例制度(ワンストップサービス)とは、犬にマイクロチップを装着し、指定登録機関のデータベースへマイクロチップの情報登録（又は変更登録）をすることで、市町村への狂犬病予防法に係る犬の登録申請の代わりにみなされる制度です。 三条市は現在、特例制度に参加していないため犬鑑札を交付しています。</p>  <p>特例制度に参加する 市区町村一覧</p>	環境課 環境衛生係 ☎0256-34-5558

項目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
新潟県交通災害共済	随時	<p>【対象者】 加入を希望される方</p> <p>【必要なもの】 ・年会費1人500円(年額) ・インターネット加入400円(年額・クレジットカード払い)</p>	<p>・県外から転入されてきた方で、加入を希望される場合は、手続が必要です。 ・共済期間は、4月1日から翌年3月31日までです。 ・住所に変更があったときの届出は、不要です。 ・共済期間の途中で県外に転出される場合も、共済期間中は、会員の資格が継続されます。</p>	環境課 生活安全・交通係 ☎0256-34-5574
家賃補助	転入した日の翌日から180日以内	<p>【対象者】 次の全ての要件に該当する世帯の代表者 (ア) 県外から三条市の民間賃貸住宅に転入した世帯 (イ) 転入した日の翌日から180日を経過した世帯員がいない世帯 (ウ) 40歳未満の方がいる世帯 (エ) 県内企業で就職又は県内で開業した世帯員がいない世帯 (オ) 三条市に3年以上定住する意思のある世帯</p> <p>【必要なもの】 ・交付申請書 ・世帯全員の住民票の写し ・市町村民税の納税証明書又は非課税証明書(交付申請時において発行可能な最新年度のもの) ・賃貸借契約書の写し ・雇用証明書又は開業したことを証する書類</p>	<p>家賃の1/2の額(※)を3年間補助します。(最大42万円) ※勤務先から住宅手当その他賃借料に関する助成を受けている場合は、その額を控除した額の1/2</p> <p>【補助額】 1月目から12月目まで 5,000円 13月目から24月目まで 10,000円 25月目から36月目まで 20,000円</p> <p>公務員及び地域おこし協力隊は本制度の対象となりません。</p> <p>まずはご相談ください。</p>	地域経営課 コミュニティ推進係 (〒955-0071 三条市本町3丁目1番4号) ☎0256-34-5646
住まいづくり補助	転入から3年以内	<p>【対象者】 次のすべてに該当する世帯が対象です。 (1) 夫婦等の双方又はひとり親の場合はその本人が39歳以下であり、世帯員が本人を含み2人以上いる。 (2) 申請しようとする年度中に住宅の支払いと引き渡しを行った。 (3) 少なくとも1人が、交付申請日からさかのぼって3年以内に市外から転入し、市内に住民票を移す直前の6か月以上の間、市外に住民登録をしていた。 (4) 夫婦等の双方が同一世帯として、又はひとり親の場合はその本人及び同一世帯員が本市に住民登録されており、その住所が新築または購入等を行った物件の住所である。 (5) 夫婦等の所得金額の合計が750万円未満であるか、又は当該金額から前年に返済した貸与型奨学金の額を控除した額が750万円未満である。 (6) 三条市に5年以上継続して居住する意思がある。 (7) 夫婦等の双方が市区町村民税等を滞納していない。 (8) 対象となる住宅の新築又は取得等が公共補填等によらないこと。 (9) 対象となる住宅の新築又は取得等について、当該補助金の申請年度中に、当市の他の住宅整備等の補助金(奨励金を除く。)を活用している、又は活用したことのないこと。 (10) 申請までに、市長が別に定める講座等を受講したこと。(市長が指定する者に限る。) (11) 三条市が実施するアンケートや移住者インタビュー等へ協力いただける。</p>	<p>新築住宅に係る工事費又は購入費</p> <p>(1) 基本額 60万円 (2) 加算要件</p> <p>ア 婚姻届受理日等が交付申請日からさかのぼって1年以内で、講座等を受講した29歳以下の夫婦等 60万円 イ 婚姻届受理日等が交付申請日からさかのぼって1年以内で、講座等を受講した前号以外の夫婦等 30万円 ウ 婚姻届受理日等が交付申請日からさかのぼって2年以内である29歳以下の夫婦等 30万円 エ 婚姻届受理日等が交付申請日からさかのぼって2年以内である前号以外の夫婦等 20万円 オ 婚姻届受理日等が交付申請日からさかのぼって3年以内である29歳以下の夫婦等 15万円 カ 婚姻届受理日等が交付申請日からさかのぼって3年以内である前後以外の夫婦等 10万円 キ 子育て世帯 子どもの数によらず一律30万円 ク 市内事業者から購入する、又は市内事業者に施工を委託する物件について申請する世帯 10万円</p>	地域経営課 コミュニティ推進係 (〒955-0071 三条市本町3丁目1番4号) ☎0256-34-5647

項目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
奨学金返還支援	転入日の翌日から2年以内又は卒業日の翌日から2年以内	<p>【対象者】 次の(ア)、(イ)のいずれかを満たし、(ウ)～(オ)全てに該当する方 (ア) 令和6年2月1日以降に40歳未満でUターンし、転入日の翌日から2年を経過していない方 (イ) 令和5年度以降に三条市立大学又は三条看護・医療・歯科衛生専門学校を40歳未満で卒業し、卒業日の翌日から2年を経過していない方 (ウ) 市内企業等で就職した方又は市内で起業した方 (エ) 自身が借りた奨学金の返還を行う方 (オ) 三条市に5年以上定住する意思のある方</p> <p>【必要なもの】 ・ 交付申請書 ・ 住民票の写し ・ 奨学金の借入額及び返還計画が分かる書類 ・ Uターンを確認できる書類（該当する方のみ） ・ 卒業証明書（該当する方のみ） ・ 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書（交付申請時において発行可能な最新年度のもの） ・ 雇用証明書又は開業したことを証する書類</p>	<p>年度内に返還した奨学金の額に対し補助金を交付します。5年間で最大180万円を補助します。（1年度につき上限36万円） 市外の大学等へ通うため、住民票を異動せず市外に居住していた方も対象となる場合があります。</p> <p>補助対象となる奨学金は、日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金及び第二種奨学金並びに新潟県奨学金です。</p> <p>新潟県が行う奨学金返還支援事業を申請する場合は申請することができません。</p> <p>公務員及び地域おこし協力隊は本制度の対象となりません。</p> <p>まずはご相談ください。</p>	<p>地域経営課 コミュニティ推進係 （〒955-0071 三条市本町3丁目1番4号） ☎0256-34-5646</p>
三条市看護師等就業・移住支援金	随時	<p>【対象者】 次の全ての要件に該当する方 (1) 三条市内に3年以上にわたって居住することを前提として、令和5年1月1日以降に市外から市内に転入し、本市に住民登録されていること（三条市から転出した日から1年以内に市内に転入した方を除く。） (2) 令和5年4月1日以降に市内の医療機関に看護師又は准看護師として就業していること (3) 支援金の交付申請時において、申請者や世帯員に三条市の市民税又は転入前の市区町村における市町村民税若しくは特別区民税に滞納がないこと</p> <p>【必要なもの】 ・ 三条市看護師等就業・移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） ・ 就業証明書（様式第2号） ・ 看護師等の資格を有することを証する書類の写し ・ 転入前の市区町村における納税証明書その他の滞納がないことを証する書類</p>	<p>看護師又は准看護師資格として医療機関に勤務する方1人につき50万円(引っ越し費用)</p> <p>【申請期限】 令和9年3月12日（金）</p>	<p>健康づくり課 健診係 ☎0256-34-5443</p>
三条市メール配信サービス	随時	<p>【対象者】 希望者</p> <p>【必要なもの】 メール受信ができる携帯電話やパソコンなど</p>  <p>メール送信先</p>	<p>気象情報、地震情報、不審者情報といった暮らしの安心・安全に関する情報などをメールで配信しています。 携帯電話やパソコンから mail.sanjo-city@raidan2.ktaiwork.jp にメールを送信し、折り返し届くメールに必要な事項を入力してください。</p>	<p>登録方法に関すること DX推進課 情報管理係 ☎0256-34-5525</p> <p>サービス内容に関すること 政策推進課 広報広聴係 ☎0256-34-5523</p>

項目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
三条市 LINE公式アカウントの友だち登録	随時	LINEが使える携帯電話やパソコンなど 	LINE公式アカウントで、安全情報やイベント情報、暮らしに便利な情報をお伝えしています。LINEで友だち追加し、受信設定をしてください。 ID：@sanjo-city	政策推進課 広報広聴係 ☎0256-34-5523

令和8年4月作成

●住居表示について

住居表示とは、町の境界が入り組んだり、地番が順序よく並んでいなかったりとわかりにくくなっている町名と地番で住所を表している地区を、町の境界を整然とした恒久的な道路・水路等で画し一定の基準で付けた住居番号により、地区をわかりやすくすることです。

三条市では次の地区で住居表示を実施しており、住所を町名と住居番号で「(地区名)〇丁目〇番〇号」または「(地区名)〇番〇号」で表します。

【住居表示地区一覧】※50音別

50音	地区名
あ	旭町一～二丁目、麻布、荒町一～二丁目
い	井栗一～三丁目、石上一～三丁目、居島、一ノ門一～二丁目
う	牛ヶ島
お	大野畑
か	籠場、嘉坪川一～二丁目
き	北新保一～二丁目、北中、北入蔵一～三丁目、北四日町
こ	興野一～三丁目
さ	桜木町、三竹一～三丁目
し	島田一～三丁目、下坂井、条南町、神明町
す	直江町一～四丁目、諏訪一～三丁目
た	田島一～二丁目
ち	中新
つ	塚野目一～六丁目、月岡一～四丁目、鶴田一～四丁目
と	土場
な	仲之町
に	西裏館一～三丁目、西大崎一～三丁目、西潟、西本成寺一～二丁目、西四日町一～四丁目、新光町
は	八幡町、林町一～二丁目
ひ	東裏館一～三丁目、東大崎一～二丁目、東三条一～二丁目、東新保、東本成寺
ほ	本町一～六丁目
ま	曲淵一～三丁目、松ノ木町
み	南新保、南四日町一～四丁目、三柳
も	元町
ゆ	由利
よ	横町一～二丁目、四日町